

平成28年度

訪問入浴介護/

介護予防訪問入浴介護

集団指導資料

(本編)

平成29年3月17日

岡山市 保健福祉局 事業者指導課

# 目 次

日時：平成29年3月17日（金）  
場所：事業者指導課 会議室

	《ページ》
1 お知らせ	1
2 主な関係法令・通知等	2
3 事業運営及び介護報酬請求における留意事項について	4
4 様式	15

## 事業者指導課（訪問通所事業者係）からのお知らせ

### 1. 各種書類の提出期限について

- ① 平成29年度介護職員処遇改善加算届出書（計画書）等

**平成29年4月15日（土）予定**

- ② 平成28年度介護職員処遇改善加算実績報告書

**平成29年7月31日（月）**

### 2. 疑義照会（質問）について

今回の集団指導に係る内容のものに限らず、疑義照会・質問等については、「質問票」によりFAXにて送信してください。

### 3. 多職種連携会議について

岡山市内の6つの福祉区別に、年に2～3回開催されている会議です。開催場所等の調整のため、直前のご案内となってしまいますが、決定後直ちに、メール又は関係地域の事業所へのFAXでお知らせさせていただきます。

★こちらからもご確認いただけます。

【岡山市 医療政策推進課 トップページ】

[http://www.city.okayama.jp/hofuku/hokenfukushiseisaku/hokenfukushiseisaku\\_00001.html](http://www.city.okayama.jp/hofuku/hokenfukushiseisaku/hokenfukushiseisaku_00001.html)



# 主な関係法令・通知等

## 主な関係法令等

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

居宅条例と予防条例のどちらにも定めがある事項は、この「平成28年集団指導資料」の中では、「居宅条例」のみの表記に統一しています。

## 【基準・解釈通知一覧】

項目	種類	名称	凡例
人員・設備・運営	基準・条例	岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号）	居宅条例
		岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第90号）	予防条例
	規則	岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（岡山市規則第98号）	市施行規則
		岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（岡山市規則第103号）	市予防施行規則
	解釈通知	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）	解釈通知
		介護保険法に基づき条例で制定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準について（平成25年岡事指第1221号）	市解釈通知
介護報酬の算定	基準省令	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）	居宅算定基準
		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生省告示第127号）	予防算定基準
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）	居宅算定基準留意事項
		指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老計発第0317001号）	予防算定基準留意事項

- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- ・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  
（平成11年老企第25号）
- ・指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項  
について（平成18年老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）

## 主な関係通知等

介護職員初任者研修課程の実施等に伴う告示及び通知の改正について

(平成25年3月29日老高発0329第2号・老振発0329第1号・老老発0329第1号)

介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて

(平成25年1月25日厚生労働省老健局総務課事務連絡)

医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について

(平成17年7月26日医政発第0726005号)

介護保険の給付対象事業における会計区分について

(平成13年3月28日老発第8号)

ストーマ装具の交換について

(平成23年7月14日医政医発0705第3号)

## 文献

- ・介護報酬の解釈1 単位数表編 平成27年4月版(発行:社会保険研究所)・・・青本
- ・介護報酬の解釈2 指定基準編 平成27年4月版(発行:社会保険研究所)・・・赤本
- ・介護報酬の解釈3 QA・法令編 平成27年4月版(発行:社会保険研究所)・・・緑本

## ホームページ

- ・厚生労働省 法令等データベースシステム  
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>
- ・厚生労働省 介護サービス関係Q&A  
[http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index\\_qa.html](http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/index_qa.html)
- ・WAM.NET(福祉医療機構が運営する、福祉・保健・医療の総合情報サイト)  
<http://www.wam.go.jp/>
- ・岡山市事業者指導課ホームページ  
[http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou\\_00003.html](http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00003.html)



# 事業運営及び介護報酬請求における留意事項について

## 人員に関する事項

### 1 従業者の員数について

×：不適切事例

×利用者数が少ないため、常勤従業者を配置していない。

(ポイント)

- ・従業者（看護・介護職員）のうち1人以上は常勤であること。

×看護職員の資格証等の写しが事業所に整理・保存されていない。

(ポイント)

- ・従業者の資格証等の原本を確認し、その写しを整理・保存しておくこと。

×雇用契約書又は労働条件通知書等により、当該事業所管理者の指揮命令下にあること及び職務の内容が明確にされていない。

(ポイント)

- ・常勤・非常勤を問わず、労働契約の締結に際し、従業者に賃金、労働条件（雇用期間、就業場所、従事する業務（兼務の職務）、勤務時間等）を明示すること。（労働基準法第15条）
- ・労働条件通知書、雇用契約書を作成し、交付すること。
- ・法人代表、役員が管理者、常勤従業者となる場合も、就業場所、従事する業務、勤務時間等を明らかにすること。

×従業者に支払う賃金が最低賃金以下である。

(ポイント)

- ・支払う賃金はいかなる場合にも最低賃金を下回ってはならない。（最低賃金法第5条）

### 2 管理者について

×管理者が、管理業務全般を他の従業者に任せて管理しておらず、届出上のみ管理者となっている。

×管理者が併設する通所介護事業所の介護職員として勤務している。

(ポイント)

- ・管理者は、専らその職務に従事する常勤の管理者が原則。  
ただし管理上支障がない場合は、(1)又は(2)との兼務可。
  - (1)当該事業所のその他の職務（訪問入浴介護従事者）
  - (2)同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務（管理業務とする。）  
兼務する職務が当該事業所の管理業務と同時並行的に行えない場合は不可。

## 設備に関する事項

×ケースファイル等の個人情報の保管状態が不適切である。

×事業所の平面図（レイアウト）が、届出の内容と異なっている。

（ポイント）

- ・個人情報の漏洩防止のため、保管庫は施錠可能なものとし、中のファイルなどが見えないようにすること。
- ・事業所の平面図（レイアウト）が変更になった場合は、変更後10日以内に届け出ること。

## 運営に関する事項

### 1 重要事項説明書について

×「重要事項説明書」に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、利用料等、事故発生時の対応、苦情処理の体制及び手順等の利用申込者がサービス選択するために必要な事項が記載されていない。

×「重要事項説明書」に利用料（加算等を含む）についての具体的な記載がない。

（ポイント）

- ・「重要事項説明書」は、利用申込者が事業所を選択するために重要な事項を説明するためのものであるので、まずは当該説明書を交付し、重要事項の説明を行うこと。その後、サービス提供を受けることを希望する場合に、利用者の同意を文書により得ること。
- ・加算等を算定する場合は、加算の内容説明及び金額を記載すること。

×「重要事項説明書」において、訪問入浴介護のサービス提供時において使用する「電気、ガス、水道等」を利用者に提供させる内容となっている。

（ポイント）

- ・利用者に以下に定められた費用以外の費用を、利用料以外の負担として負担させるのは適切ではない。

※訪問入浴介護のサービス提供に関し利用者から利用料のほかに支払を受けることができる費用

①通常の事業の実施地域以外の居宅において訪問入浴介護を行う場合の、それに要する交通費

②利用者の選択により提供される特別な浴槽水等に係る費用

×「重要事項説明書」と「運営規程」の記載（営業時間、通常の事業の実施地域、サービス提供の内容など）が相違している。

（ポイント）

- ・「運営規程」の内容を基本にして作成し、事業の実態と整合していること。  
※運営規程の内容を変更する場合は、別途、変更届が必要。

## 2 評価について

×提供するサービスについて事業所評価をしていない。

（ポイント）

- ・指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する訪問入浴介護の質の評価を行い常にその改善を図らなければならない。
- ・事業所評価は、管理者等が1人で行わず、事業所全体で取り組むこと。
- ・サービスの評価は、自主評価だけでなく、多様な評価の手法（アンケート、他事業所による評価等）を用いて、様々な視点から行い、その評価の結果を踏まえて、サービスの質の改善を図ること。

## 3 受給者資格等の確認について

×サービス提供の開始時及び要介護認定更新時に、利用者の提示する被保険者証（原本）により、受給資格の確認をしていない。

（ポイント）

- ・受給資格の確認は、訪問入浴介護事業者が、利用者の提示する被保険者証原本により、被保険者資格、要介護（要支援）認定の有無及び認定の有効期間、認定審査会意見の記載の有無を確認し、記録すること。

## 4 心身の状況等の把握について

×サービス提供開始時及び計画変更時等において把握した、利用者の心身の状況について記録されていない。

（ポイント）

- ・本人や家族との面談、サービス担当者会議等を通じて把握した利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握し（アセスメントの実施）、その内容を記録として残すとともに、訪問入浴介護計画の作成及びサービス提供において活用すること。



## 5 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供について

×居宅サービス計画と実際に実施した訪問入浴介護の内容が整合していない。

(ポイント)

- 居宅サービス計画、訪問入浴介護計画、提供する訪問入浴介護の内容は整合する必要がある。
- 訪問入浴介護計画に基づかない訪問入浴介護については、介護報酬を算定することはできない。

## 6 サービス提供の記録について

×サービス提供した際の、提供日、提供時間、サービス提供者の氏名、提供した具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録していない。

×サービス提供ごとに記録されていない。

(ポイント)

- サービス提供日、サービス提供時間（実際の時間）、サービス内容、提供者の氏名、利用者の心身の状況等について記録すること。
- 利用者の心身の状況の記載がない、単にサービス内容を記載したもの等記録として不十分なものが見受けられるので、今後のサービス提供に活かすために、利用者の心身の状況について把握したことについても記録すること。

×実施したサービスの内容を記録していない。

(ポイント)

- サービス提供の記録は、介護報酬の請求の根拠となるため、介護報酬の請求内容を証明できるだけの内容の記録が必要となる。  
※サービス提供記録がない場合には、過誤調整を指導する。

## 7 利用料等の受領について

×交付する領収証に保険給付対象額、その他の費用、医療費控除対象額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していない。

×医療費控除対象額を対象者以外にも記載している。

×口座引落とし、口座振込みの場合に領収証を発行していない。

(ポイント)

- 領収証に記載する医療費控除の対象額とは、
  - ①対象となる医療系サービスが居宅サービス計画又は介護予防居宅サービス計画に位置づけられており、かつ、
  - ②医療費控除の対象となる居宅サービス（介護予防サービス）を利用した場合にかかる自己負担額である。

### ①対象となる医療系サービス

- ・訪問看護（介護予防）  
※医療保険各法の訪問看護療養費の支給に係る訪問看護を含む。
- ・訪問リハビリテーション（介護予防）
- ・通所リハビリテーション（介護予防）
- ・居宅療養管理指導（介護予防）
- ・短期入所療養介護（介護予防）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護を利用しない場合・連携型を除く。）
- ・複合型サービス（医療系サービスを含む組み合わせの場合）

### ②医療費控除の対象となる福祉系サービス

- ・訪問介護（生活援助中心型を除く）（介護予防）
- ・訪問入浴介護（介護予防）
- ・通所介護（介護予防）
- ・短期入所生活介護（介護予防）
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護（介護予防）
- ・小規模多機能居宅介護（介護予防）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護を利用する場合を除く。）
- ・複合型サービス（医療系サービスを含まない組み合わせの場合に限る・生活援助中心型の訪問介護を除く）

※医療系サービスを利用せず福祉系サービスのみを利用している場合は、医療費控除の対象とならない。

「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱いについて」  
(平成25年1月25日事務連絡)

## 8 訪問入浴介護の具体的取扱い方針について

×主治の医師に確認しないで、事業所の都合で看護職員に代えて介護職員を充てている。

(ポイント)

- ・事業所の都合で、看護職員に代えて介護職員を充てることはできない。
- ・利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることことができる。
- ・「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治の医師に確認することとし、その内容を記録しておくこと。

## 9 緊急時等の対応について

×協力医療機関を定めていない。

×緊急時対応マニュアルはあるが、従業者に周知されていない。

(ポイント)

- ・緊急時に円滑な協力を得るため、協力医療機関（通常の事業の実施地域内にあることが望ましい。）との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。
- ・緊急時対応マニュアル、利用者の主治医や家族の緊急時連絡先については、整備することが目的ではない。緊急時に活用できるよう従業者に周知することが重要。

## 10 管理者の責務について

×管理者が行っている訪問入浴介護従事者としての業務が、管理者の本来業務（従業者及び業務の一元的管理、従業者に対して運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令）の遂行に支障を生じさせている。

×管理者が訪問入浴介護の業務の把握をしていない。

(ポイント)

- ・管理者が訪問入浴介護業務を行う場合は、本来業務に支障がないよう留意すること。

## 11 運営規程について

×介護予防サービス事業にかかる運営規程が整備されていない。

×運営規程に定めている営業日・営業時間が、事業所の実態と整合していない。

(ポイント)

- ・訪問入浴介護と一体的に行う場合においては、運営規程を一体的に作成することも差し支えないが、必ず介護予防（要支援者）に関する内容を記載すること。

## 12 勤務体制の確保等について

×派遣、委託、請負といった形態でサービス提供を行っているが、契約関係が不明確。

(ポイント)

- ・労働者派遣法に基づき派遣会社から派遣された訪問入浴介護従業者については、訪問入浴介護事業所に指揮命令権が生じるので可能であるが、派遣会社と訪問入浴介護事業所との契約において、業務の指示関係について明記しておくことが必要である。  
※「業務の委託契約」や「業務の請負契約」は、指揮命令関係が生じないため不可。

- ×翌月の勤務予定表が前月末までに作成されていない。
- ×勤務予定表が事業所ごとに作成されていない。
- ×勤務予定表に管理者の勤務予定や従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係などが明記されていない。
- ×勤務実績が記録されていない。
- ×非常勤職員について勤務予定の管理を行っていない。
- ×営業日・営業時間内に、従業者の配置がなく、相談連絡体制が整備されていない。

(ポイント)

- 管理者を含む全ての従業員を記載し、事業所ごと、月ごとに作成すること。  
また、あわせて勤務の実績も記録すること。
- 従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係などを明記すること。

- ×従業員の資質向上のための研修が、計画的に実施されていない。
- ×研修（内部・外部を含む）の実施記録等が保存されていない。

(ポイント)

- 具体的な研修の目標、内容、実施時期等を定めた年間計画を作成し、計画に従い研修を実施すること。また、研修実施後は資料等を含め、記録を残すこと。
- 事業所内研修とともに外部研修への参加の機会を確保するなど、従業員の計画的な人材育成に努めること。

### 1.3 衛生管理等について

- ×管理者が従業員の健康診断の結果を把握し、記録を残すなどの方法により、必要な管理を行っていない。
- ×感染症予防マニュアルを整備し、従業員に周知するなど感染症予防に必要な措置をとっていない。
- ×感染を予防するための備品等（使い捨て手袋、手指洗浄設備等）を備えていない。
- ×各種マニュアルは整備しているが、従業員に周知されていない。

(ポイント)

- 感染症の発生を予防するためのマニュアルを整備し、従業員に周知するなど感染症予防に必要な措置をとること。
- インフルエンザなどの感染症が発生した場合には、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

### 1.4 掲示について

- ×事業運営に当たっての重要事項が掲示されていない。運営規程のみを掲示している。
- ×苦情に対する措置の概要、利用料などが欠落している。
- ×事業所の見やすい場所に掲示されていない。

(ポイント)

- ・ 掲示すべき内容（項目）は、重要事項説明書と同じです。
- ・ 受付コーナー、相談室等利用申込者等が見やすいよう工夫して掲示すること。  
※ 掲示が困難な場合には、利用者等誰もが閲覧できるように、ファイル等に入れて、受付コーナー、相談室等に立てかけておくことでも差し支えない。

## 15 秘密保持等について

- × サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いることについて、それぞれから文書による同意が得られていない。
- × 利用者の家族から使用同意を得る様式になっていない。
- × 退職した従業員が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないために必要な措置を訪問入浴介護事業者が講じていない。

(ポイント)

- ・ 家族の個人情報を使用する可能性もあるため、利用者だけでなく家族についても署名できる様式にしておくこと。
- ・ 従業員でなくなった後においても、利用者又はその家族の個人情報等の秘密を保持すべき旨を従業員の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じること。

## 16 苦情処理について

- × 苦情処理に関する記録様式（処理簿・台帳等）が作成されていない。
- × 苦情処理の内容が記録様式に記録されていない。
- × 苦情の内容の記録のみで、「その後の経過」、「原因の分析」、「再発防止のための取組み」などが記録されていない。「再発防止のための取組み」が行われていない。

(ポイント)

- ・ 苦情を受け付けた場合は、苦情の内容等を記録すること。  
また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを行うこと。

## 17 事故発生時の対応について

- × 事業所として「再発防止のための取組み」が行われていない。
- × 岡山市に事故報告を提出していない。

(ポイント)

- ・ 事故の状況等によって、岡山市（事業者指導課）へ報告を行うこと。
- ・ 岡山市へ報告する事故は、以下のとおり。  
「岡山市介護保険事故報告事務取扱要綱」  
  
(1) 次に掲げるサービス提供中の利用者に係る事故  
ア 死亡事故 事故による死亡及び自殺。病気による死亡等は報告の対象外とする。  
ただし、死因等に疑義が生じる可能性があるとき等、トラブルになるおそれのある場合は報告の対象とする。

- イ 負傷事故、誤嚥事故及び異食事故 通院入院を問わず医師の診察を受けた事故。(施設サービスの場合は、配置医師(嘱託医師)の診察を含み、診療報酬の発生の有無を問わない。)
- ウ 誤薬事故 違う薬の与薬、時間又は量の誤り及び与薬もれ等の事故。施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けた場合は、その内容を併せて報告するものとする。
- エ 失踪事故 利用者の所在が不明となり、事業所、施設等の敷地内を探したが見つからない事故(警察への通報の有無を問わない)。事業所、施設等の敷地内で捜索開始後すぐに見つかった場合は報告の対象外とする。
- オ 交通事故 送迎中、通院介助中若しくは外出介助中の車両に利用者が乗車していたときの事故又は利用者が屋外で車両等と接触した事故。  
(注)「サービス提供中」とは、送迎、通院、外出介護を含むサービスを提供している時間すべてをいう。

- (2) 施設、事業所における感染防止の観点から対策が必要な疾患であって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症、食中毒又は疥癬の発生が認められた事故。
- (3) 介護サービスに関わる従業者等の不祥事(利用者の保有する金品の横領・窃盗・損壊・焼失、個人情報の紛失・流出等をいう)、高齢者の虐待若しくはそれが疑われる事例、外部者の犯罪、火災・震災・風水害等の災害等が発生した場合で、利用者の処遇に影響のある事故。
- (4) その他利用者又は家族から苦情が出ている場合等所管課が報告する必要があると認める事故。

## 18 会計の区分について

×事業所ごとに経理を区分していない。

×介護保険事業と他の事業の経理・会計が区分されていない。

(ポイント)

- ・事務的経費等についても按分するなどの方法により、会計を区分すること。

## 19 記録の整備について

×退職した従業者に関する諸記録に従業者の退職後すぐに廃棄している。

×契約解除になった利用者の記録をすぐに廃棄している。

(ポイント)

- ・利用者に対する訪問入浴介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存すること。

## 変更・休止・廃止の届出等

×変更届出書が提出されていない。

(事業所の専用区画、管理者、サービス提供責任者、運営規程、役員など)

(ポイント)

・変更した日から10日以内に提出すること。なお、複数回にわたって変更が発生した場合でも、変更事実の発生日ごとに変更届を作成すること。

※事業所の移転など重要な変更の場合は、事前に事業者指導課に相談すること。

×事業実態がないのに、休止の届出が提出されていない。

×休止・廃止の届出が、1月前までに提出されていない。

(ポイント)

・事業所を廃止、又は休止しようとするときは、1月前までに届け出ること。

※現に利用者がある場合には、他の事業所に引き継ぐことが必要。

### ◆変更の届出について◆

・既に申請、届出している事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を岡山市に届け出ること。

・届出が必要な変更事項、必要書類等については、下記アドレスにて確認してください。

[http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasideou/jigyousyasideou\\_00033.html](http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasideou/jigyousyasideou_00033.html)

## 介護報酬等の請求に関する事項

### 1 訪問入浴介護の実施

×人員不足のため介護職員2人(介護予防の場合1人)で訪問入浴介護を実施している。

(ポイント)

・訪問入浴介護事業所の看護職員1人及び介護職員2人(介護予防の場合は1人)の合計3人(同2人)で訪問入浴介護を行った場合に算定できる。

したがって、介護職員2人(介護予防の場合1人)で実施することは認められない。

×サービス提供しなかった場合(キャンセル等)にも計画どおり算定している。

(ポイント)

・訪問入浴介護サービス提供のため自宅を訪問し、看護職員が血圧等身体状況を確認した結果、入浴を見合わせた場合でも訪問入浴介護費の算定はできない。ただし、利用者の希望により清拭、部分浴を実施した場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定できる。

## 2 介護職員3人（介護予防の場合2人）の訪問

×介護職員3人で訪問入浴介護を実施したが、95/100で算定していない。

（ポイント）

- ・事業所の都合で、看護職員に代えて介護職員を充てることはできない。
- ・利用者に対して、入浴により利用者の身体状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、介護職員3人（介護予防の場合は2人）が、訪問入浴介護を行った場合には、所定単位数の95/100に相当する単位数を算定すること。
- ・「主治の医師の意見の確認」については、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治の医師に確認することとし、その内容を記録しておくこと。

## 3 清拭・部分浴

×利用者の希望により清拭・部分浴を実施したが、70/100で算定していない。

（ポイント）

- ・訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。）を実施したときは、所定単位数の70/100に相当する単位数を算定すること。

## 4 サービス提供体制強化加算

×サービス提供体制強化加算の算定要件である事項が実施されていない。

×直近3月間の職員の割合について、毎月記録していない。

（ポイント）

- ・届出日の属する月の前3月の平均で当該加算の届出を行った場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに体制の届出を提出しなければならない。

## 5 「医行為」の範囲の解釈について

（ポイント）

- ・「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」（平成17年7月26日付け、医政発第0726005号）により、提供するサービスが医師法等の規制の対象となっていないかどうか確認すること。



岡山市 保健福祉局 事業者指導課 宛  
FAX番号 086-221-3010

電話・FAX番号・メールアドレス 変更届

下記のとおり電話・FAX番号・メールアドレスが変更になりましたので、  
お知らせします。

記

法人名 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

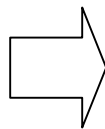
介護保険事業所番号 \_\_\_\_\_

旧番号

電話番号	
FAX番号	
メール アドレス	

新番号

電話番号	
FAX番号	
メール アドレス	



# 【質 問 票】

平成 年 月 日  
岡山市事業者指導課 訪問通所事業者係  
担当： 〆て  
Fax：086（221）3010

事業所名			
サービス種別	事業所番号	33	
所在地			
Tel	Fax		
担当者名	職名		
【質問】			
【回答】			





平成28年度  
集団指導資料

訪問入浴介護  
・介護予防  
訪問入浴介護  
(本編)

岡山市保健福祉局  
事業者指導課